

13 受験資格 Q&A

《実務経験について》

Q1

受験資格が変わったと聞いたのですが、どのように変わったのですか。

A

受験資格は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について（平成27年2月12日 老発0212第2号）により見直され、3年間の経過措置期間が設けられた上、同日付で適用されました。

よって、平成30年度試験から下記のとおりとなります。

平成29年度試験まで		平成30年度試験から		除外
法定資格	<実務経験> 5年以上かつ900日以上	法定資格	<実務経験> 5年以上かつ900日以上	
相談援助業務		相談援助業務		
介護等業務	5年以上かつ900日以上 10年以上かつ1800日以上	福祉事務所（ケース）等	5年以上かつ900日以上	
		介護等業務	5年以上かつ900日以上 10年以上かつ1800日以上	

上記・「法定資格」とは、国家資格等に基づく業務に従事する者

- ・ <実務経験>5年以上かつ900日以上とは、期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上であるもの

 の部分は、平成30年度の試験から実務経験に算入できません。

※「介護等業務に従事する者」は、介護福祉士登録日以降の業務期間が通算して5年以上、かつ、従事した日数が900日以上の実務経験が必要となります。

（介護職員初任者研修課程等修了しての介護の実務経験は算入できません。）

（介護福祉士登録日以降であっても、訪問介護員等での生活援助は算入できません。）

※「相談援助業務に従事する者」については、10頁のとおり該当業務が9項目（受験資格コード401～409）となりました。

Q2	<p>栄養士として雇用され、企業の社員食堂で献立作成や調理をしています。実務経験になりますか。</p>
A	<p>栄養士の業務は、栄養指導に従事する者とされるため、要援護者に対する直接的な援助業務でない献立作成、メニュー開発、調理業務、食品衛生管理は、実務経験に算入できません。</p> <p>国家資格を有していても、教育業務、研究業務、事務、営業など要援護者に対する直接的な援助業務を行っていない期間は、実務経験に算入できません。</p> <p><実務経験に算入できない例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師…薬の開発・研究、薬の在庫管理、化粧品・雑貨販売など ・医師、看護師…学校での教員、講師など

Q3	<p>看護師として病院で4年間働いた実績があります。現在は、市の介護保険認定調査員として1年以上働いていますが、通算5年以上とみなされますか。</p>
A	<p>介護保険の認定調査員は該当業務ではありません。</p> <p>従って実務に算入できるのは、看護師としての国家資格に基づく業務の4年だけです。</p>

Q4	<p>老人デイサービスセンターの生活相談員をしています。この場合、【別表2 404】の介護老人福祉施設の生活相談員に該当しますか。</p>
A	<p>【別表2 404】には該当しません。</p> <p>社会福祉士等国家資格を取得し登録してからの5年以上かつ900日以上が実務の対象となります。</p>

Q5	<p>特別養護老人ホームで身体介護業務に5年以上かつ900日以上従事しています。はじめは無資格で、その後介護職員初任者研修課程を修了し、2年前に介護福祉士に合格し登録しました。受験資格はありますか。</p>
A	<p>介護福祉士登録日以前の介護業務については、実務に算入することができないため、受験資格はありません。</p> <p>設問の場合、介護福祉士登録日以降は、介護福祉士の資格に基づく直接的な対人援助業務と認められますが、実務経験が不足しています。</p> <p>※介護福祉士として実務経験に算入できるのは、介護福祉士の資格登録日以降の5年以上かつ900日以上の実務経験が必要です。</p>

《実務の期間について》

Q6	今勤めている施設には3月1日付で立ち上げの時から介護福祉士資格を持ち介護職員として雇用され準備をしてきました。介護保険の指定年月日5月1日に開設となり、利用者さんの入所が始まりました。業務期間は3月1日からですか。
A	実務の対象となるのは、要援護者に対する直接的な援助業務の期間です。 従って実務に算入できるのは、5月1日からです。 ただし、相談援助業務の場合は、開設前でも利用者の方と入所に係る相談業務を実施していれば、期間に算入できます。 ※相談援助業務（10頁）と社会福祉士として入所施設等の相談援助業務に従事している場合です。

Q7	3か所の事業所から実務経験を証明してもらいましたが、業務期間は1か月未満を切り捨ててあるので、通算すると4年11か月になってしまいました。日数は900日以上ありますが、受験できませんか。
A	業務期間で1か月未満切捨てた日数については、合計して30日あれば1か月とみなします。従って、3か所の業務期間の端数を合計して30日以上あれば5年とみなされ受験できます。

Q8	大学病院で20年間看護師として働いていますが、全ての期間の日数を調べる必要がありますか。 病院で10年以上前の記録が無いと言われました。
A	記録の無いものについては、日数の確定が難しいので、保管されている記録に基づき、5年以上かつ900日以上業務期間及び日数が確認できれば結構です。

Q9	産前産後休暇と育児休業を取得していますが、その期間は実務に含まれますか。
A	育児休業、病気休業、介護休業等の期間は、従事期間に含まれません。 (例) 育休 H29年4月15日～H30年3月14日 (11ヵ月が実務に算入できません) ただし、産前産後休暇および労働災害は従事期間に算入できます。 その際は、労働災害と分かる書類の写しを添付してください。

Q10	現在、複数の事業所に登録して、介護福祉士資格を持ち訪問介護員（身体介護業務）として働いています。この場合、業務従事期間と従事日数は全て算入できますか。
A	<p>複数の事業所で勤務している場合、重複した期間は通算できませんが、従事日数は通算することができます。ただし、1日のうち午前中がA事業所の利用者宅へ、午後がB事業所の利用者宅へ出向いた場合の実日数は1日となります。よって、重複期間を確認するために、それぞれの勤務記録が分かる書類の提出が必要です。</p> <p>30頁の「勤務記録証明書」を使用するか、事業所で保管しているタイムカード等で業務内容・勤務期間が確認できるものがあれば、その写しを提出してください。</p> <p>なお、期間・日数の重複分につきましては、重複分を差し引いても所定の期間・日数が満たされていることを確認の上、お申込みください。</p>

《証明について》

Q11	事業所に実務経験証明書を送って証明してもらおうのですが、氏名欄や業務内容欄等、分かる範囲は自分で記入した上で証明印をもらえばいいですか。
A	<p>個人開業等、申込者と証明者が同一の場合を除いて、申込者が実務経験証明書を自書した場合は無効となります。</p> <p>すべてを証明者に記入してもらおうよう依頼してください。</p>

Q12	昨年受験しようと思って実務経験証明書を貰ったのですが、申し込みませんでした。今年その実務経験証明書を使ってもいいですか。
A	今年度の神奈川県介護支援専門員実務研修受講実務経験証明書を提出してください。但し、事業所が廃業している場合は、Q14を参照してください。

Q13	3年前から勤めている会社が昨年名称を変更し、介護保険の事業指定番号も変わりました。実務経験証明書にはどのように記入してもらえばいいですか。
A	勤めていた期間に相当する状況が分かるように、事業所名欄には現在の名称を記入の上、但し書きで〇〇年に□□□から名称変更と記入し、事業所番号もそれぞれの番号と指定年月日を記入してもらおうように依頼してください。

Q14	勤めていた事業所が先月閉鎖されました。 実務経験は誰に証明してもらえばいいですか。
A	<p>事業所が廃業しても法人が継続している場合は法人に、法人が継続していない場合は、当時の責任者や相続人、破産管財人、勤務実績が確認できる書類を保管している方に証明を依頼してください。</p> <p>①実務経験証明書 ②事業所の存在及び証明者を確認できる書類（「開設届」、「廃業届」、法人の「登記簿謄本」等）</p> <p>また、廃業となった事業所において当該事業所の長又は代表者が発行した過去の実務経験証明書（原本）があり現時点での証明者がいない場合、又はご自身で給与明細や雇用契約書で業務内容及び業務期間・日数がわかるものを保有している場合は、事前に試験本部にご相談ください。ただし、いずれの場合も、その事業所の開設及び閉鎖の年月日がわかる書類もあわせて必要になります。</p> <p>※H30 年度試験より受験資格が変更になったことを受け、過去に受験要件として認められた内容であっても全てあらためて審査を行います。</p>

《受験地と必要書類について》

Q15	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の生活相談員として東京都の施設で5年以上かつ900日以上勤務しています。受験申込日現在、神奈川県在住ですが、受験地はどちらになりますか。
A	<p>東京都で受験対象業務に従事しているので、東京都受験となります。</p> <p>受験地は、申込日現在、受験資格の対象業務に従事している場合は、勤務地によって決まります。（試験案内7頁 11 受験資格（1）参照）</p>

Q16	東京都にある派遣会社に栄養士として登録をしています。 派遣先は神奈川県内にある病院ですが、受験地はどこでしょう。
A	<p>登録先が東京でも長期で神奈川県内の病院へ派遣されていれば、受験地は神奈川県です。ただし、短期間で勤務地が東京都や神奈川県に変わる場合は、登録先である東京都が受験地となります。</p>

《その他の書類について》

Q17	平成 29 年度に神奈川県で受験しました。今年も神奈川県で受験する予定ですが、平成 30 年度は実務経験証明書を省略できますか。
A	<p>平成 30 年度は、省略受験ができません。</p> <p>したがって、すべての申込者について、「実務経験証明書」等の提出書類が必要になります。</p>

Q18	<p>介護福祉士の登録証の名前が旧姓のままです。 今から変更手続きをすると期日に間に合いません。どうすればいいですか。</p>
A	<p>【氏名変更をしていない場合】 旧姓での登録証の写しと併せて氏名の変更が確認できる公的書類（戸籍抄本等）を添付してください。（20頁（7）①参照） 実務経験証明書が旧姓の場合も同様に氏名の変更が確認できる公的書類を添付してください。</p> <p>【変更手続き中の場合】 申込書の「見込受験」欄の該当箇所に○をし、申込書・実務経験証明書とあわせて、変更の手續きにあたって提出した申請書類等の写しや簡易書留の控え及び手数料の振込み控えを同封してください。後日、登録証等が届き次第、速やかに簡易書留郵便で提出してください。</p> <p>登録証等の写しの提出がない場合、受験資格を満たさなかったものとして、受験自体が無効となります。（期限 10月23日消印有効）</p>

Q19	<p>申込みの時は日数が不足、実務経験を見込みで提出しました。 試験後自己採点したら不合格だったので、改めて実務経験証明書を提出する必要はないと思うのですが。</p>
A	<p>見込みで申込みをされた方は10月23日（消印有効）までに実務経験証明書を提出していただかないと、受験資格を満たさなかったものとして、受験自体が無効となり、結果通知は発送されません。</p>

《実務研修受講地について》

Q20	<p>受験後、他県へ転居予定です。合格した場合、実務研修はどこで受ければいいのでしょうか。また今年度中に受ける必要がありますか。</p>
A	<p>合格後の転居、及び実務研修の来年度以降の受講については、神奈川県（地域福祉課）にご相談ください。TEL 045-210-4755</p>